

島根原子力発電所 2 号炉

1 号炉液体廃棄物処理系の共用取止めによる影響 及び外部からの衝撃による損傷の防止について

令和 3 年 3 月
中国電力株式会社

目次

- 1. 1号炉液体廃棄物処理系の共用取止めによる影響 ……P.2
 - 1.1 基本方針 ……P.3
 - 1.2 1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めによる影響 ……P.5

- 2. 外部からの衝撃による損傷の防止について ……P.9
 - 2.1 外部事象防護対象施設のうち、外部事象により損傷する可能性がある施設について ……P.10
 - 2.2 外部事象により損傷する可能性がある外部事象防護対象施設の設計方針について ……P.14

1. 1号炉液体廃棄物処理系の共用取止めによる影響

1.1 基本方針

➤ 設置許可基準規則第27条における適合方針を以下に示す。

設置許可基準規則 第27条	適合のための設計方針
<p>工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。</p>	<p>1 一 について</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理施設は、周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）において定める線量目標値を達成できるように設計する。</p> <p>気体廃棄物の主なものである空気抽出器排ガスを活性炭式希ガス・ホールドアップ塔に通し排ガス中の放射能を十分減衰させ、監視しながら排気筒から放出する。</p> <p>また、他の排気については下記の対策を講じることにより、排気中の放射性物質の低減を図った後、監視しながら排気筒から放出する。</p> <p>(1) タービン・グラウンドのシールには、グラウンド蒸気発生器の蒸気を使用し、かつ、グラウンド蒸気発生器への給水には、復水貯蔵タンク水を使用することにより、グラウンド蒸気復水器の排ガス中の放射性物質を無視できる程度とする。</p> <p>(2) 原子炉の通常停止時には、原子炉出力及び圧力が低下した後も、空気抽出器の運転を続行して、その排ガスを活性炭式希ガス・ホールドアップ塔等で処理することにより、原子炉の起動時に運転する真空ポンプ排ガス中に含まれる放射性物質を低減する。</p> <p>(3) 汚染の可能性のある区域からの換気系の排気については、粒子用フィルタで処理することにより、排気中に含まれる粒子状放射性物質を低減する。</p> <p>液体廃棄物処理系は液体廃棄物をその種類に応じろ過、脱塩、蒸発濃縮等適切な処理を行う。機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の処理済液は、原則として環境に放出せず、できる限り再使用する。また、床ドレン・化学廃液系の余剰水及びランドリ・ドレンは、あらかじめ放射性物質濃度が十分低いことを確認して復水器冷却水放水路へ放出する。</p> <p><u>なお、2号炉と共用することとしていた1号炉の機器ドレン系、床ドレン・再生廃液系、シャワ・ドレン系は共用を取止めることとするが、2号炉の運用に必要な容量及び処理能力を有する設備を2号炉において設置していること並びに2号炉からシャワ・ドレン廃液は発生しない運用とすることから、液体廃棄物の処理能力に影響はない。</u></p>

1.1 基本方針

設置許可基準規則 第27条	適合のための設計方針
<p>二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとする。</p> <p>三 (略)</p>	<p>1 二 について 放射性液体廃棄物の処理施設は、これらの施設からの液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。</p> <p>(1) 漏えいの発生を防止するため、処理施設には適切な材料を使用するとともに、適切な計測制御設備を設ける。</p> <p>(2) 放射性液体が漏えいした場合には、漏えいを早期に検出し、中央制御室等に警報を発する。また、処理施設は独立した区画内に設けるか周辺にせき等を設け、漏えいの拡大防止対策を講じる。</p> <p>(3) 建物外に通じる出入口等にはせき等を設け、建物外への漏えいを防止する。</p> <p>(4) 敷地外へ管理されない排水を排出する排水路上には施設内部の床面を設けない。また、関連する施設内には管理されない排水路に通じる開口部を設けない。</p>

1.2 1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めによる影響

➤ 変更の概要

1号炉及び2号炉の液体廃棄物処理設備の運用の効率化を図るため、液体廃棄物処理系を共用しているが、2号炉と共用していた1号炉の機器ドレン系、床ドレン・再生廃液系、シャワ・ドレン系について、2号炉との共用を取止める。

2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月25日申請）に係る基準適合性の説明として、以下のとおり変更する。変更前後の液体廃棄物処理系系統概要図を図1，2に示す。

変更前	変更後
液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・化学廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・化学廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。

1.2 1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めによる影響

➤ 基準適合性への影響

以下に示すとおり、共用取止めにより基準適合性への影響がないことを確認した。

条文	系統	影響評価
12条	液体廃棄物処理系全般	<ul style="list-style-type: none"> 安全施設である液体廃棄物処理系設備の共用を取止めることから、発電用原子炉施設の安全性を損なうことはなく、要求事項を満足しており、基準適合性への影響はない。
27条	機器ドレン系	<ul style="list-style-type: none"> 2号炉で発生する機器ドレン系廃液は、2号炉の機器ドレン系設備又は1号炉の機器ドレン系設備で処理を行っていたが、共用取止めに伴い、2号炉の機器ドレン系設備のみで処理する。平常運転時に2号炉で発生する機器ドレン廃液の推定発生量は約65m³/dであるが、2号炉の機器ドレン系設備は2号炉の運用に必要な容量を有しており、処理可能である。2号炉の機器ドレン系設備は引き続き1号炉と共用を続けるが、1号炉の廃液については、1号炉の機器ドレン系設備若しくは2号炉の廃液処理を優先したうえで、2号炉の機器ドレン系設備の裕度の範囲で処理する。従って、共用取止めによる液体廃棄物の処理能力への影響はない。 機器ドレン系設備は、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止することを考慮した設計としており、設備の変更はないことから共用取止めによる影響はない。
	床ドレン系	<ul style="list-style-type: none"> 2号炉で発生する床ドレン廃液は、2号炉の床ドレン・化学廃液系※設備又は1号炉の床ドレン・再生廃液系※設備で処理を行っていたが、共用取止めに伴い、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備のみで処理する。平常運転時に2号炉で発生する床ドレン廃液の推定発生量は約30m³/dであるが、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備は2号炉の運用に必要な容量を有しており、処理可能である。2号炉の床ドレン・化学廃液系設備は引き続き1号炉と共用を続けるが、1号炉の廃液については1号炉の床ドレン・再生廃液系設備若しくは2号炉の廃液処理を優先したうえで、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備の裕度の範囲で処理する。従って、共用取止めによる液体廃棄物の処理能力への影響はない。 床ドレン・再生廃液系設備は、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止することを考慮した設計としており、設備の変更はないことから、共用取止めによる影響はない。 サイトバンカ設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）で発生する床ドレン廃液は、これまで廃液中和タンクを移送先とし、床ドレン・再生廃液系設備又は床ドレン・化学廃液系設備により処理してきたが、移送先を床ドレン・タンクに変更し、床ドレン・化学廃液系設備による処理に見直す。サイトバンカ設備から発生する床ドレン廃液は少量（最大発生量（実績）：約2.5m³/d）であり、2号炉床ドレン・化学廃液系設備で十分に処理できる。従って、共用取止めによる影響はない。
	シャワ・ドレン系	<ul style="list-style-type: none"> シャワ・ドレン系設備は、1号炉のチラードレン及び1、2号炉の管理区域退域時の手洗い時等に発生するシャワ・ドレン廃液を処理する設備であり、これまで2号炉と共用していたが、管理区域退域時の手洗い運用を既に廃止しており、今後、2号炉からシャワ・ドレン廃液は発生しないことから、共用取止めによる影響はない。

※：1号炉の床ドレン・再生廃液系及び2号炉の床ドレン・化学廃液系は共に「導電率が高く脱塩処理に適さない原子炉建物、ドライウエル、タービン建物及び廃棄物処理建物等の床ドレン・サンプに集めた床ドレン廃液、脱塩器の樹脂再生等で発生する化学廃液、機器の除染廃液等」を処理する系統。

1.2 1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めによる影響

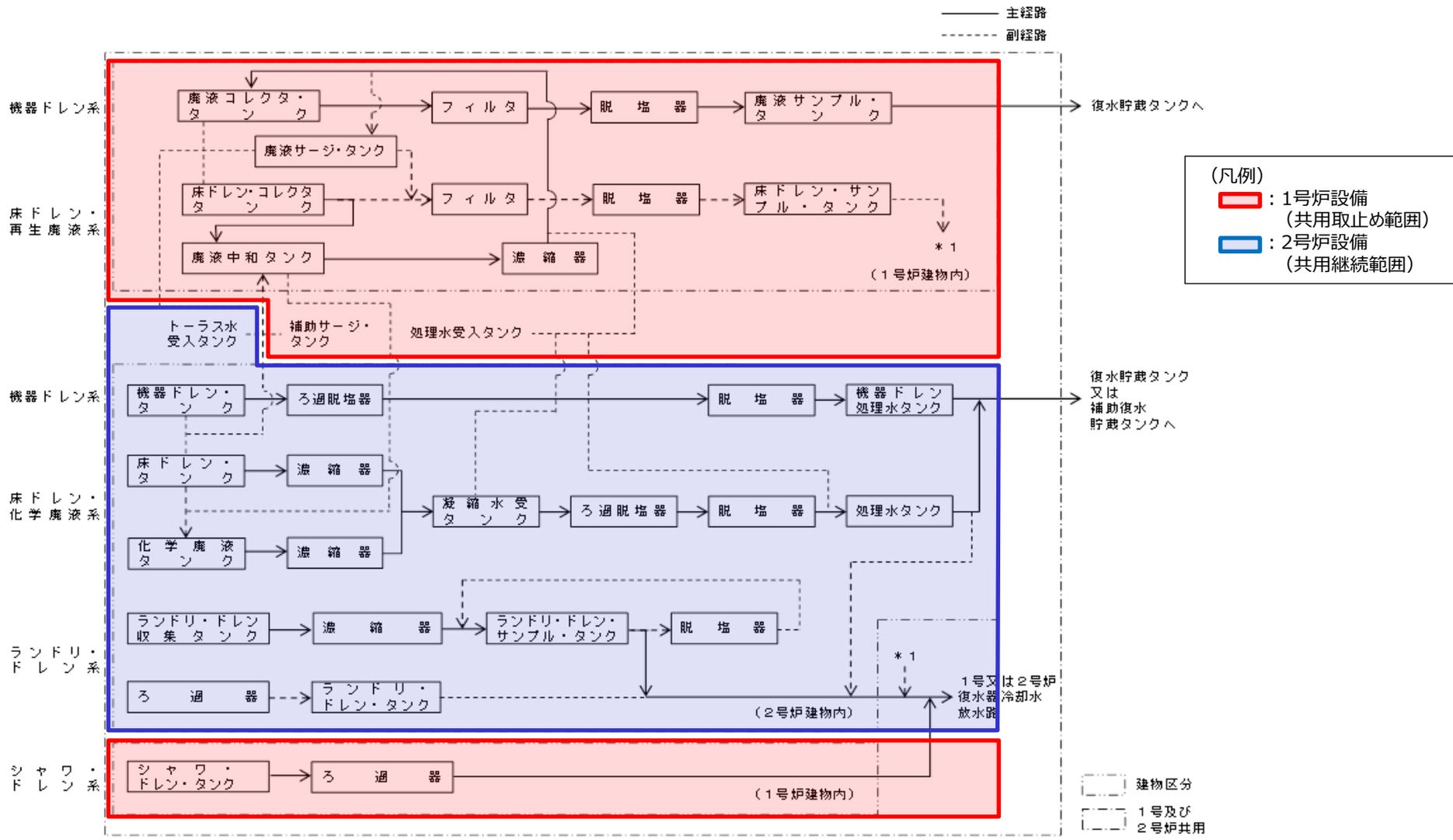


図1 液体廃棄物処理系系統概要図 (変更前)

1.2 1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めによる影響

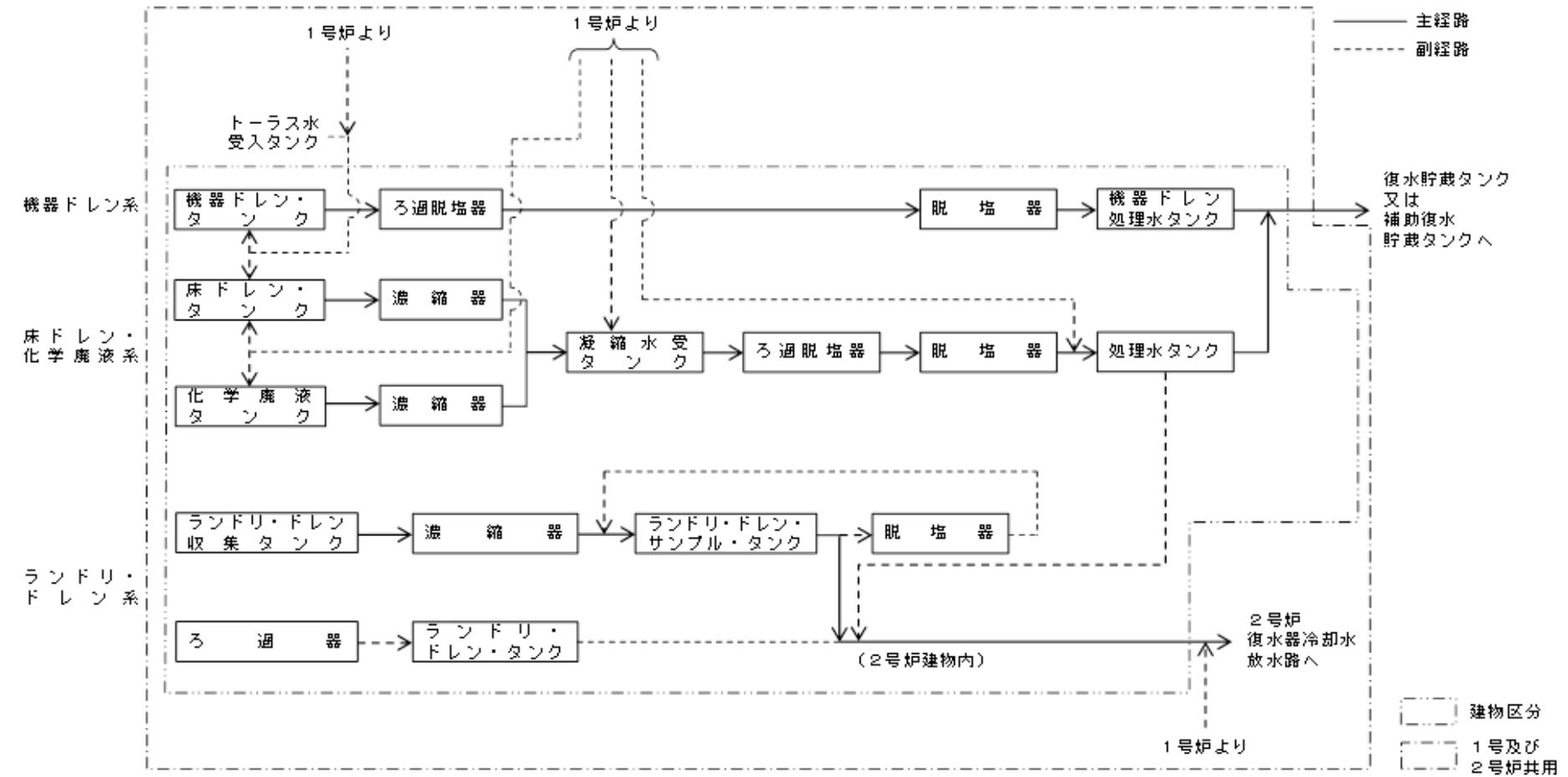


図2 液体廃棄物処理系系統概要図（変更後）

2. 外部からの衝撃による損傷の防止について

2.1 外部事象防護対象施設のうち、外部事象により損傷する可能性がある施設について

- 外部事象防護対象施設のうち、屋外に設置されている安全重要度分類のクラス1，クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物，系統及び機器並びにそれらの外部事象に対する影響評価結果を以下に示す。
- 外部事象により損傷する可能性があるため補修等の対応により安全機能を維持させる施設として，竜巻により損傷する可能性がある「原子炉建物（原子炉建物原子炉棟（原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル含む。））」，「非常用ガス処理系（タービン建物壁面から排気筒頂部までの配管）」，「排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能以外の部分）」及び「排気筒モニタ」並びに排気筒モニタを内包する建物である「排気筒モニタ室」を抽出した。

対象施設の外部事象に対する影響評価（1 / 4）

構築物，系統 又は機器	自然現象による影響												人為事象による影響													
	風（台風）		竜巻		凍結		降水		積雪		落雷		地滑り・土石流		火山の影響		生物学的事象		火災・爆発		有毒ガス		船舶の衝突		電磁的障害	
	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法
原子炉建物 （原子炉建物 原子炉棟（原 子炉建物燃料 取替階ブロー アウトパネル を含む。）） （MS-1,2）	○	建築基準法に基づき風荷重を考慮し設計	○	・安全機能が損なわれないことを確認 ・気圧低下によりブローアウトパネルが開放した場合は，補修等により対応	○	影響なし	○	影響なし	○	建築基準法に基づき積雪荷重を考慮し設計	○	雷害対策を実施	○	影響なし	○	火山灰の堆積等に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	発電所内危険物タンク火災，航空機落下に伴う火災に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
非常用ガス処理系（タービン建物壁面から排気筒頂部までの配管） （MS-1,2）	○	影響なし（竜巻評価に包含）	○	損傷した場合，補修等により対応（排気機能は維持される）	○	影響なし	○	影響なし	○	積雪が生じ難い形状	○	影響なし	○	影響なし	○	火山灰の侵入による機械的影響（閉塞）等に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	発電所内危険物タンク火災，航空機落下に伴う火災に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし

○：各外部事象に対し安全機能を損なわない若しくは各外部事象による損傷を考慮して代替設備による必要な機能の維持，安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらの組合せにより安全機能を損なわない。

2.1 外部事象防護対象施設のうち、外部事象により損傷する可能性がある施設について

対象施設の外部事象に対する影響評価（2 / 4）

構築物、系統 又は機器	自然現象による影響																人為事象による影響									
	風（台風）		竜巻		凍結		降水		積雪		落雷		地滑り・土石流		火山の影響		生物学的事象		火災・爆発		有毒ガス		船舶の衝突		電磁的障害	
	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法
排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能）（MS-1, 2）	○	影響なし（竜巻評価に包含）	○	安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	積雪が生じ難い形状	○	雷害対策を実施	○	影響なし	○	火山灰が堆積し難い形状	○	影響なし	○	発電所内危険物タンク火災、航空機落下に伴う火災に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
燃料移送系（ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料移送ポンプ）【非常用所内電源系】	○	影響なし（竜巻評価に包含）	○	竜巻防護対策等により、安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
燃料移送系（ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料移送ポンプ）【高圧炉心スプレイ電源系】	○	影響なし（竜巻評価に包含）	○	竜巻防護対策等により、安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし

○：各外部事象に対し安全機能を損なわない若しくは各外部事象による損傷を考慮して代替設備による必要な機能の維持、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらの組合せにより安全機能を損なわない。

2.1 外部事象防護対象施設のうち、外部事象により損傷する可能性がある施設について

対象施設の外部事象に対する影響評価（3 / 4）

構築物、系統 又は機器	自然現象による影響														人為事象による影響											
	風（台風）		竜巻		凍結		降水		積雪		落雷		地滑り・土石流		火山の影響		生物学的事象		火災・爆発		有毒ガス		船舶の衝突		電磁的障害	
	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法
原子炉補機海水系（ポンプ、配管・弁（MS-1 関連）、ストレーナ（異物除去機能を司る部分））	○	影響なし（竜巻評価に包含）	○	竜巻防護対策により、安全機能が損なわれないことを確認	○	凍結防止対策により安全機能が損なわれないことを確認	○	雨水排水設備により安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし（火山評価に包含）	○	影響なし	○	影響なし	○	火山灰の堆積による荷重等に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	除塵装置、海水ストレーナ、海水電解装置により安全機能が損なわれないことを確認	○	発電所内危険物タンク火災、航空機落下に伴う火災に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
高圧炉心スプレイ補機海水系（ポンプ、配管・弁（MS-1 関連）、ストレーナ（異物除去機能を司る部分））	○	影響なし（竜巻評価に包含）	○	竜巻防護対策により、安全機能が損なわれないことを確認	○	凍結防止対策により安全機能が損なわれないことを確認	○	雨水排水設備により安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし（火山評価に包含）	○	影響なし	○	影響なし	○	火山灰の堆積による荷重等に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	除塵装置、海水ストレーナ、海水電解装置により安全機能が損なわれないことを確認	○	発電所内危険物タンク火災、航空機落下に伴う火災に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
取水路（屋外トレンチ含む）	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	雨水排水設備により安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	海水電解装置により安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし

○：各外部事象に対し安全機能を損なわない若しくは各外部事象による損傷を考慮して代替設備による必要な機能の維持、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらの組合せにより安全機能を損なわない。

2.1 外部事象防護対象施設のうち、外部事象により損傷する可能性がある施設について

対象施設の外部事象に対する影響評価（4 / 4）

構築物、系統 又は機器	自然現象による影響														人為事象による影響											
	風（台風）		竜巻		凍結		降水		積雪		落雷		地滑り・土石流		火山の影響		生物学的事象		火災・爆発		有毒ガス		船舶の衝突		電磁的障害	
	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法	評価	防護方法
排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能以外の部分）	○	影響なし（竜巻評価に包含）	○	損傷した場合、補修等により対応（排気機能は維持される）	○	影響なし	○	影響なし	○	積雪が生じ難い形状	○	雷害対策を実施	○	影響なし	○	火山灰の侵入による機械的影響（閉塞）等に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	発電所内危険物タンク火災、航空機落下に伴う火災に対し安全機能が損なわれないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし
排気筒モニタ	○	影響なし	○	代替設備（可搬型モニタリング設備）及び補修により対応	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	設計荷重等に対し影響ないことを確認	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし	○	影響なし

○：各外部事象に対し安全機能を損なわない若しくは各外部事象による損傷を考慮して代替設備による必要な機能の維持、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらの組合せにより安全機能を損なわない。

2.2 外部事象により損傷する可能性がある外部事象防護対象施設の設計方針について

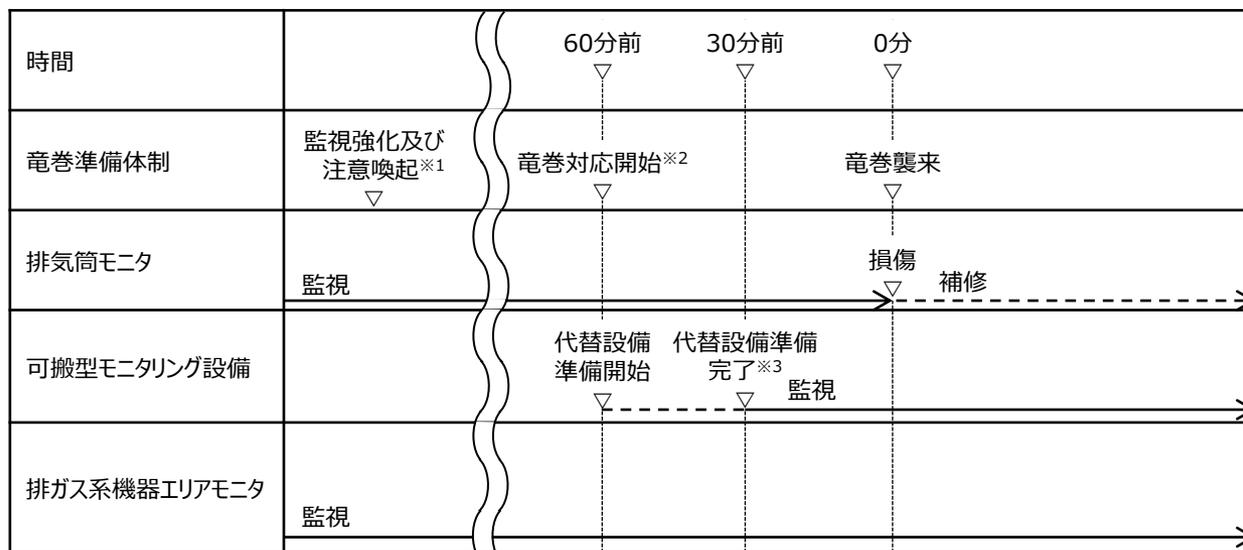
- 抽出した外部事象（竜巻）により損傷する可能性がある外部事象対象施設と設計方針を以下に示す。
- また、竜巻襲来後に施設等の損壊状況を踏まえ、必要に応じプラントを停止する措置を行う。

外部事象（竜巻）により損傷する可能性がある外部事象対象施設と設計方針

外部事象	損傷する可能性がある外部事象防護対象施設	安全評価上期待する機能	設計方針
竜巻	原子炉建物（原子炉建物原子炉棟（原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルを含む。））	原子炉冷却材喪失時及び燃料集合体の落下時における放射性物質の閉じ込め機能	<ul style="list-style-type: none"> ・設計飛来物の衝突に対して、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行う。 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの気圧低下による開放に対して、設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、安全上支障のない期間に補修（再閉止措置）を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。また、必要に応じプラントを停止する措置を行う。
	排気筒（非常用ガス処理系排気管を含む）	<p>【排気筒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性気体廃棄物処理施設の破損時及び制御棒落下時における放射性物質放出の防止機能 <p>【非常用ガス処理系排気管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材喪失時及び燃料集合体の落下時における放射線の放出低減機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計飛来物の衝突に対して、貫通することを考慮しても、閉塞することなく排気機能が維持される設計とする。また、安全上支障のない期間に補修を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。また、必要に応じプラントを停止する措置を行う。 ・風圧力による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。 ・設計飛来物により部材が損傷した場合においても構造健全性が維持され、排気筒全体が倒壊しない設計とする。
	排気筒モニタ 排気筒モニタ室	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性気体廃棄物処理施設の破損時の異常状態の把握機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。 ・外部事象を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、代替設備による監視及び安全上支障のない期間に補修を行うことで、安全機能を損なわない設計とする（別紙参照）。また、必要に応じプラントを停止する措置を行う。

【別紙】排気筒モニタ損傷時の代替設備による対応について(1/3)

- 排気筒モニタが損傷した場合の代替設備による対応について以下に示す。
 - 竜巻発生確度ナウキャスト等を判断基準とした竜巻対応開始時に、排気筒モニタの代替設備（可搬型モニタリング設備及び排ガス系機器エリアモニタ）による監視の準備を開始することとし、排気筒モニタが竜巻により損傷した場合には代替設備にて監視を行う。排気筒モニタ損傷対応のタイムチャートを以下に示す。また、可搬型モニタリング設備の仕様等について次頁以降に示す。



※1：雷注意報（竜巻）、竜巻注意情報等の気象情報を受け連絡体制の確認等を実施

※2：竜巻発生確度ナウキャスト（予測（60分先まで））「竜巻発生確度2」等の気象情報を受け対応開始

※3：30分程度で準備可能

排気筒モニタ損傷対応のタイムチャート

【別紙】排気筒モニタ損傷時の代替設備による対応について(2/3)

- 可搬型モニタリング設備はバックグラウンドレベルから測定可能なものとする。可搬型モニタリング設備の仕様を下表に示す。
- 安全評価における放射性気体廃棄物処理施設の破損に対して、排気筒モニタにより監視している空気抽出器から活性炭式希ガス・ホールドアップ塔の範囲の破損を検知するため、測定箇所はタービン建物及び廃棄物処理建物内の建物換気系排気ファン出口ダクト付近とし、ダクト外部より内部流体の放射線を測定する。次頁に系統概要、可搬型モニタリング設備による測定箇所例を示す。
- 異常が検知された場合は現場監視員から中央制御室の運転員に連絡を行う。
- これらの対応により、放射性気体廃棄物処理施設の破損に対して、排気筒モニタと同等の監視が可能となる。

可搬型モニタリング設備仕様

名称	保管場所	測定範囲	外観
可搬式エリア放射線モニタ	放射線管理室 (制御室建物 2 階)	0.1～999.9 μ Sv/h	
NaIシンチレーション・サーベイ・メータ	放射線管理室 (制御室建物 2 階)	0.00～30.0 μ Sv/h (0～30ks ⁻¹)	

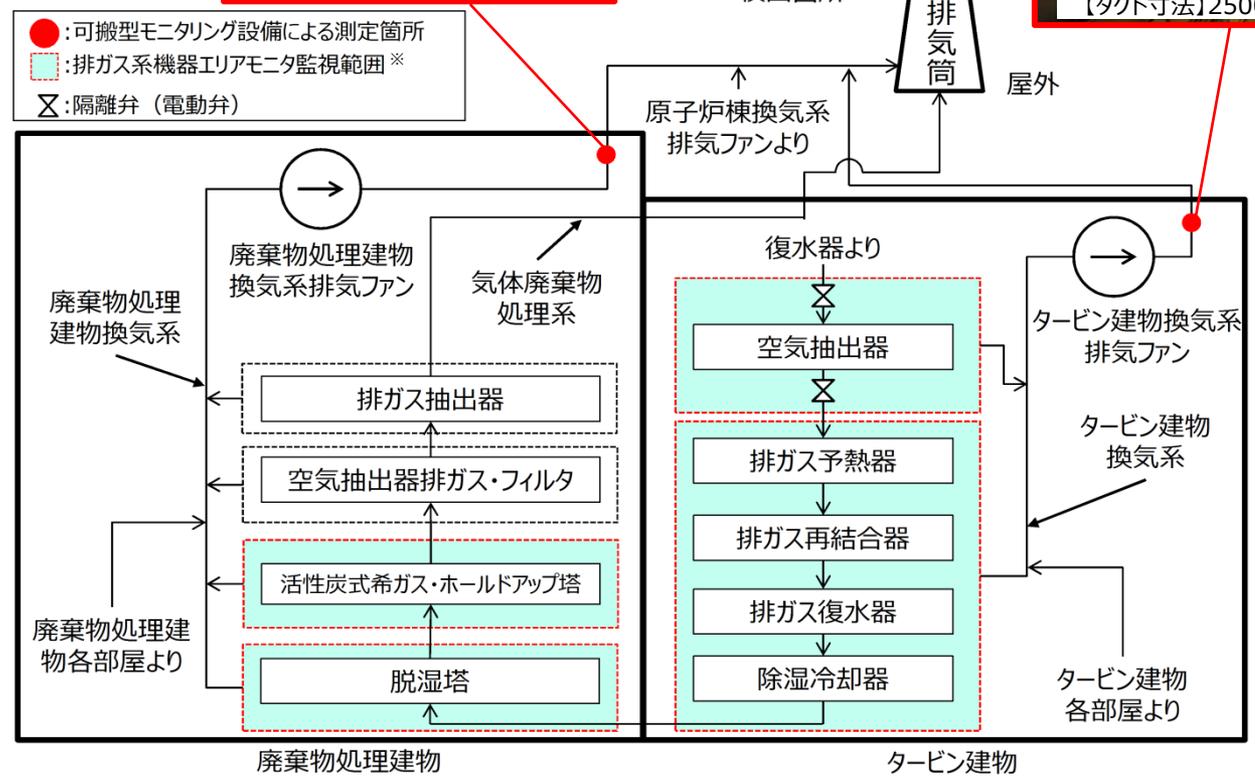
【別紙】排気筒モニタ損傷時の代替設備による対応について(3/3)

- 系統概要，可搬型モニタリング設備による測定箇所例を以下に示す。

廃棄物処理建物換気系測定箇所（例）



タービン建物換気系測定箇所（例）



※排ガス系機器エリアモニタの監視範囲は、活性炭式希ガス・ホールドアップ塔による放射能の減衰効果が得られない範囲の破損を検知するため、空気抽出器から活性炭式希ガス・ホールドアップ塔までの機器設置エリアとしている

系統概要及び可搬型モニタリング設備測定箇所例